

秋田県PRキャラクター「んだッチ」のご利用Q&A

平成27年12月7日施行

平成29年1月18日改訂

1. 手続きについて

Q イラストを利用する際、手続きは必要ですか。

A イラストを利用するときは、あらかじめ知事の許諾を得なければいけません。
例外的に、届出で良い場合と手続きが不要な場合があります。

届出で良い場合

- ・ 報道機関が報道以外の目的で放送または記事などに利用するとき

手続きが不要な場合

- ・ 著作権法で使用が認められているもの
(例) ご家庭で仕事以外の目的で利用するとき
学校の授業、運動会などの特別教育活動で利用するとき

Q 学校で利用するときは、全て手続きは不要ですか。

A クラスでの授業、総合学習、特別教育活動である学校行事（運動会など）での
ご利用は手続きが不要です。

学級通信や学校便りなどへの掲載、教科研究会やPTA活動でご利用のときは、
手続きが必要です。

Q 県や市町村が利用するときも手続きは必要ですか。

A 必要です。

Q どんな手続きが要ですか。

A 「秋田県PRキャラクター「んだッチ」利用申請書（様式第1号）」に利用内容
が分かる書類を添え、秋田県広報広聴課に提出してください。

郵送、持参、メール、FAXのいずれでもお受けしますが、カラーのイラストを
ご利用のときは、FAXでの送付は避けてください。

【持参、郵送の場合】 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県広報広聴課

【メールの場合】 joukai@pref.akita.lg.jp

【FAXの場合】 018(860)1076

Q 「利用内容が分かる書類」とは、どんな書類ですか。

A 実際にご利用になる原稿やサンプルです。

原稿などを作成するときは、ウェブサイトに掲載しているサンプル画像をお使いください。

その後、県から「秋田県PRキャラクター利用許諾書」と「イラストデータ」をお送りします。

Q 許諾内容の変更はできますか。

A 「秋田県PRキャラクター「んだッチ」利用変更申請書（様式第5号）」により変更できます。

2. 利用期間について

Q 利用期間は自由に設定できますか。

A 利用期間（許諾期間）は、承認の日から最長で1年となります。

（例）平成28年12月1日から平成29年11月30日まで

Q 許諾期間内に制作した商品等は、許諾期限後も販売できますか。

A できます。

Q 看板や車両のラッピングなど複数年の利用が前提であっても、利用期間は1年ですか。

A 利用期間（許諾期間）は、承認の日から最長で1年です。

許諾期限前に次期の利用申請をお願いします。

3. デザインについて

Q イラストを使用するとき、必ず記載すべきことはありますか。

A 「©2015秋田県んだッチ*****」または「©2015 akita pref.ndatchi*****」を記載してください。

「*****」には、利用許諾書に記載されている英数7文字を入れてください。

Q んだッチが話しているような使い方はできますか。

A んだッチが話している体裁でのご利用は可能ですが、イラストに吹き出しなどを追加することはできません。

また、NO5のプラカード、NO9の看板、NO16の旗に文字などを記載することはできませんが、プラカードや看板等のサイズは変更できません。

Q 他のイラストを組み合わせることはできますか。

A んだッチのイラストに文字や他のイラストを重ねたり、何かを持たせることはできません。

また、他のキャラクターと話しているような使い方など、ストーリー性を持たせた使い方もできません。

Q 掲載スペースの関係などで、イラストの縦横比を変更することはできますか。

A 縦横比を変更することはできません。

目が明らかに楕円形になっているときは、変形を疑ってください。

また、反転（天地左右）や指定色以外の色使用もできません。

Q 木や段ボールに印刷することはできますか。

A 色が濃い生地（木材や段ボール）に印刷する場合は、カラーではなくモノクロや線画のご利用をお勧めします。

Q お菓子の形状や焼き印として利用できますか。

A イラストデータに忠実であればご利用できます。

Q めいぐるみなど立体的な制作物に利用できますか。

A ご利用できます。
四面図のデータが必要な場合は、利用申請時にその旨お知らせください。

Q 動画に利用できますか。

A ご利用できます。
四面図のデータが必要な場合は、利用申請時にその旨お知らせください。

Q 自分で撮影した着ぐるみの写真や動画は自由に利用できますか。

A ご利用できます。

4. その他

Q 有料の場合と無料の場合がありますか。

A ご利用は全て無料です。

Q 県の許諾を得た商品かどうか、どのように判断すればよいですか。

A 記載された「著作権者の表示」をご覧ください。
「©2015 秋田県んだッチ*****」の「*****」が、平成 28 年度に許諾した商品には「H280***」、平成 29 年度に許諾した商品には「H290***」と記載されています。
また、製造業者名や商品名をお知らせいただければ、県で確認して回答します。

Q 「んだッチ」という名前は利用できますか。

A 商号または商号の一部として利用することはできません。

(例) ×んだッチ建設 ×んだッチラーメン店

んだッチの好みや言動を表現するようなキャッチコピーは利用できません。

(例) ×んだッチお勧めパン ×んだッチが好きなあんパン

ただし、公益に資すると判断される事業等については、この限りではありません。

なお、名前の利用についても手続きが必要です。